

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 高速隊の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(詰所)

第3条 分駐隊に詰所を置く。

2 分駐隊に置く詰所の名称及び位置は、詰所一覧表（別表第1）のとおりとする。

(取締計画)

第4条 交通部高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、高速隊の計画的な運用を図るため、担当道路における交通事故の発生状況等を勘案して、毎月末までに翌月中の取締計画を策定し、交通部長に報告（交通部交通指導課経由）をしなければならない。

(事件、事故等の処理及び引継ぎ)

第5条 隊員は、担当道路における交通事故事件及び交通法令違反事件以外の事件、事故等を認知したときは、必要な初動措置を講じた後、事件及び事故については発生場所又は検挙場所を、その他の警察対象事案については取扱場所を管轄する警察署長にそれぞれ引き継ぐものとする。

2 前項の規定による隊員の事件、事故等の処理及び引継要領は、高速道路交通警察隊員の事件、事故等処理及び引継要領（別表第2）のとおりとする。

(留置の委託)

第6条 隊長は、担当道路における交通事故事件及び交通法令違反事件により身柄を拘束したときは、総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）又は警察署長に身柄の留置を委託することができる。この場合において、隊長は、留置管理課長に留置の委託先の調整を要請するものとする。

2 前項の規定による要請を受けた留置管理課長は、留置の委託先を決定し、隊長に通知するものとする。

(協力の要請)

第7条 隊長は、担当道路における交通指導取締り、交通規制、交通事故事件の処理等に当たって特に必要があると認めるときは、関係所属長に警察官の応援派遣その他の協力を要請することができる。

2 所属長（隊長を除く。）は、高速隊の担当道路における捜査等に当たって特に必要があると認めるときは、隊長を経て交通部長に隊員の応援派遣その他の協力を要請することができる。

3 前2項に規定する協力の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定により派遣された警察官に対する指揮は、派遣を要請した所属長が行うものとする。

(連絡協調)

第8条 隊長は、担当道路における警察活動を効率的に行うため、常に近畿管区警察局高速道路管理室、関係府県警察、道路管理者その他の関係機関と緊密な連絡協調を図らなければならない。

(細部事項)

第9条 高速隊の運用について必要な細目的な事項は、隊長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

詰所一覧表

分駐隊	名称	位置
西宮北分駐隊	宝塚詰所	宝塚市安倉北1丁目2003番地 (西日本高速道路株式会社関西支社宝塚料金所内)
	神戸三田詰所	神戸市北区長尾町上津字北向井3843番地の1 (西日本高速道路株式会社関西支社神戸三田料金所内)
	吉川詰所	三木市吉川町大沢字今西107番地 (西日本高速道路株式会社関西支社吉川料金所内)
	ひょうご東条詰所	加東市南山1丁目1番地2 (西日本高速道路株式会社関西支社ひょうご東条料金所内)
	神戸北詰所	神戸市北区八多町上小名田字奥の谷1326番地 (西日本高速道路株式会社関西支社神戸北料金所内)
	川西詰所	川西市石道字坂ノ下37 (西日本高速道路株式会社関西支社川西料金所内)
丹南分駐隊	春日詰所	丹波市春日町大字七日市774番地 (西日本高速道路株式会社関西支社春日料金所内)
	三田西詰所	三田市テクノパーク14番2 (西日本高速道路株式会社関西支社三田西料金所内)
加古川北分駐隊	三木東詰所	三木市志染町御坂字法鑑757番地の1 (西日本高速道路株式会社関西支社三木東料金所内)
	三木小野詰所	三木市鳥町字年ノ神882番地の10 (西日本高速道路株式会社関西支社三木小野料金所内)
	山陽姫路東詰所	姫路市飾東町佐良和1163番地の3 (西日本高速道路株式会社関西支社山陽姫路東料金所内)
姫路西分駐隊	龍野詰所	たつの市龍野町富永字才ノ木558番地 (西日本高速道路株式会社関西支社龍野料金所内)
	龍野西詰所	たつの市揖保川町片島小池之奥993番地の13 (西日本高速道路株式会社関西支社龍野西料金所内)
	赤穂詰所	赤穂市塩屋字堂山1490番地 (西日本高速道路株式会社関西支社赤穂料金所内)
	播磨新宮詰所	たつの市新宮町光都3丁目184番地24 (西日本高速道路株式会社関西支社播磨新宮料金所内)
	花田詰所	姫路市花田町上原田字長戸手327番地の2 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所花田料金所内)
福崎分駐隊	滝野社詰所	加東市北野字葉ノ木原475番地 (西日本高速道路株式会社関西支社滝野社料金所内)
	加西詰所	加西市中富町字鯉田525番地の1 (西日本高速道路株式会社関西支社加西料金所内)
	山崎詰所	宍粟市山崎町船元319番地 (西日本高速道路株式会社関西支社山崎料金所内)
	佐用詰所	佐用郡佐用町大字横坂井科490番地 (西日本高速道路株式会社関西支社佐用料金所内)
	佐用本線詰所	佐用郡佐用町口長谷字申山219番地213 (西日本高速道路株式会社関西支社佐用本線料金所内)

	福崎南詰所	姫路市船津町八幡字上岡野5312番地の24 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所福崎南料金所内)
	神崎南詰所	神崎郡神河町加納字堂ノ前373番地の1 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所神崎南料金所内)
垂水分駐隊	藍那詰所	神戸市北区山田町藍那地先 (阪神高速道路株式会社神戸管理部藍那管理事務所内)
	高丸詰所	神戸市垂水区潮見が丘1丁目15番1号 (西日本高速道路株式会社関西支社高丸料金所内)
	大蔵谷詰所	神戸市西区伊川谷町有瀬624番地の2 (西日本高速道路株式会社関西支社大蔵谷料金所内)
	大久保詰所	明石市大久保町大窪字戌亥谷2793番1 (西日本高速道路株式会社関西支社大久保料金所内)
	明石西詰所	明石市魚住町清水字龍ヶ池下2619番地の4 (西日本高速道路株式会社関西支社明石西料金所内)
	八幡稲美詰所	加古川市八幡町上西条306番地の8 (兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所東播磨道管理棟内)
洲本分駐隊	津名一宮詰所	淡路市中田字湯谷3747番地の1 (本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター津名一宮料金所内)
	西淡三原詰所	南あわじ市松帆西路字梅ヶ新田76番地 (本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター西淡三原料料金所内)
	淡路島南詰所	南あわじ市阿那賀字鳴石731番地の8 (本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター淡路島南料金所内)

別表第2（第5条関係）

高速道路交通警察隊員の事件、事故等の処理及び引継要領

種別	処理要領	関係書類	引継要領
刑事事件	被疑者を検挙したとき（現行犯人の引渡しを受けたときを含む。）は、関係書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	捜査報告書 逮捕手続書 差押調書 捜索差押調書 領置調書 押収品目録交付書 参考人供述調書（現行犯人を逮捕した私人に係るもの及び証拠隠滅のおそれのある証拠金品の提出者に係るものであって、短時間に作成できるものに限る。） 微罪処分手続書	1 検挙場所を管轄する警察署の引受者（当該事件を担当する課（係）長又は宿直責任者をいう。以下同じ。）に引き継ぐ。ただし、警察署の地域警察官と共同して事件、事故等処理したときは、当該警察署の地域幹部に引き継ぐことができる。 2 引継状況を明らかにするため、被疑者引渡書（事件引継書）（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第29号）様式第6号）により行う。ただし、これにより難しいときは、捜査報告書又は逮捕手続書の副本に当該引受者の署名押印を得ておく。
特別法（交通法令を除く。）違反事件	同上	同上	同上
犯罪少年 要保護者	同上	同上	同上
要保護者	精神錯乱、泥酔者、迷い子等保護を要する者を発見し、保護に着手したときは、直ちに保護場所を管轄する警察署の保護主任者に報告した上、保護カードを作成する。	保護カード	1 保護場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 保護カードは、保護場所を管轄する警察署の警察官と連携して作成する。
犯罪情報	1 犯罪の端緒を得たときは、捜査報告書を作成する。 2 盗品又は犯罪の用に供したと思われる凶器等を所持する者、身体又は被服に犯罪の疑いのあ	捜査報告書	1 捜査報告書は、犯罪の端緒を得た場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。ただし、現に容疑者等を取り調べており、その容疑者等を引き継ぐことが効果的と思われるときは、同行の上引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、捜査報告書の副本に当該引受者の署名押印を得ておく。

る証跡がある者等、犯罪の容疑はあるが犯罪事実が認定できない者については、捜査報告書を作成する。	
---	--

注1 簡易書式例対象事件にあつては、簡易書式例を用いる。

2 少年事件の簡易送致対象事件にあつては、少年事件（簡易）報告書を用いる。